

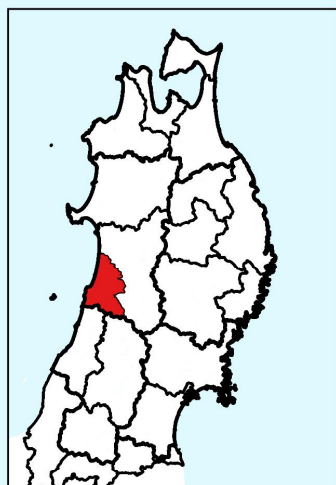
第七次地域管理経営計画書（案） （子吉川森林計画区）

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする子吉川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

子吉川森林計画区の位置図



雄物川
森林計画区

由利

由利本荘市

子吉川
森林計画区

にかほ市

庄内
森林計画区

最上村山
森林計画区

凡例	
局署等	鉄道・道路
山 局	— 鉄道
山 署	— 高速道路
Ⓜ センター	— 国道
山 森林事務所	湖沼等
● 治山事業所	湖沼
■ 小班区画	河川
官行造林	海

0 20 40 km

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
① 機能類型ごとの管理経営の方向	8
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	11
ア 本荘地区 (1-I ~18、21~27、29~59、71~73 林班)	
イ 象潟地区 (60~70 林班)	
ウ 矢島地区 (1034~1075、1077、1078 林班)	
エ 笹子地区 (1001~1033 林班)	
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	14
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	14
② 林業事業体・林業経営体の育成	14
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	14
④ 森林・林業技術者等の育成	15

(4) 主要事業の実施に関する事項	15
① 伐採総量	15
② 更新総量	16
③ 保育総量	16
④ 林道の開設及び改良の総量	16
(5) その他必要な事項	16
① 地球温暖化防止対策の推進	16
② 生物多様性の保全	16
③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進	17

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項	17
① 山火事防止等の森林保全巡視	17
② 境界の保全管理	18
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	18
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	18
① 保護林	18
② 緑の回廊	18
(4) その他必要な事項	18
① 野生鳥獣との共生及び被害対策	18
② 希少な野生生物の保護	19
③ 林野火災の予防の方針	19
④ その他	19

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	19
(2) その他必要な事項	20

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針	20
(2) 国有林野の活用の具体的手法	20
(3) その他必要な事項	20

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	21
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	21
(3) その他必要な事項	21

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項	21
(2) 分収林に関する事項	22

(3) その他必要な事項	22
① 森林環境教育への取組	22
② 地域住民や関係機関と連携した取組	22
③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	22

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	23
(2) 地域の振興に関する事項	23
(3) その他必要な事項	23

はじめに

我が国の国土面積の２割、森林面積の３割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

こうした中、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進及び地域の林業・木材産業の振興に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第 6 条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後 5 年間の子吉川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、子吉川森林計画区における国有林野の管理経営は、本計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画の対象区域は、秋田県の南西部に位置し、北側及び東側は雄物川森林計画区、南側は庄内及び最上村山森林計画区に接し、西は日本海に臨む、由利本荘市、にかほ市の2市にまたがる国有林野 22,924ha である。

本森林計画区は、東と南を山地に囲まれた子吉川の流域を中心とし、東側には、秋田県内を日本海沿岸部と内陸部に区分する出羽山地が、南側には丁岳山地が位置し、主要な山岳として、丁岳（1,145m）、鳥海山（2,236m）等が分布している。

主要河川である子吉川は、秋田県南部の日本海側に位置し、その源は秋田・山形県境の三滝山（986m）に発し、笹子川、鮎川、石沢川、芋川等の支川を合し本荘平野を貫流して日本海に注いでいる。このほか、鳥海山を源とする白雪川、奈曾川があり、高峰より直ちに日本海に注ぐため、流路が短く河床勾配は急である。

本森林計画区の国有林野の 96%が保安林に指定されており、水源涵養^{かん}や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

本森林計画区には鳥海山生物群集保護林や鳥海国定公園など、優れた自然環境、森林景観を有する地域や森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林野が広く活用されている。

また、本森林計画区は近隣地域で国産材を扱う日本最大級の合板工場が所在しているほか、近年は大規模製材工場や木質バイオマス発電施設が稼動しており、木材の安定供給に大きな役割を果たしている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況（令和7年3月時点）は、以下のとおりである。

（ア）人工林

人工林面積は 7,450ha であり、立木地面積 21,466ha の 35%を占めている。人工林のうち、7,264ha が育成単層林、186ha が育成複層林である。

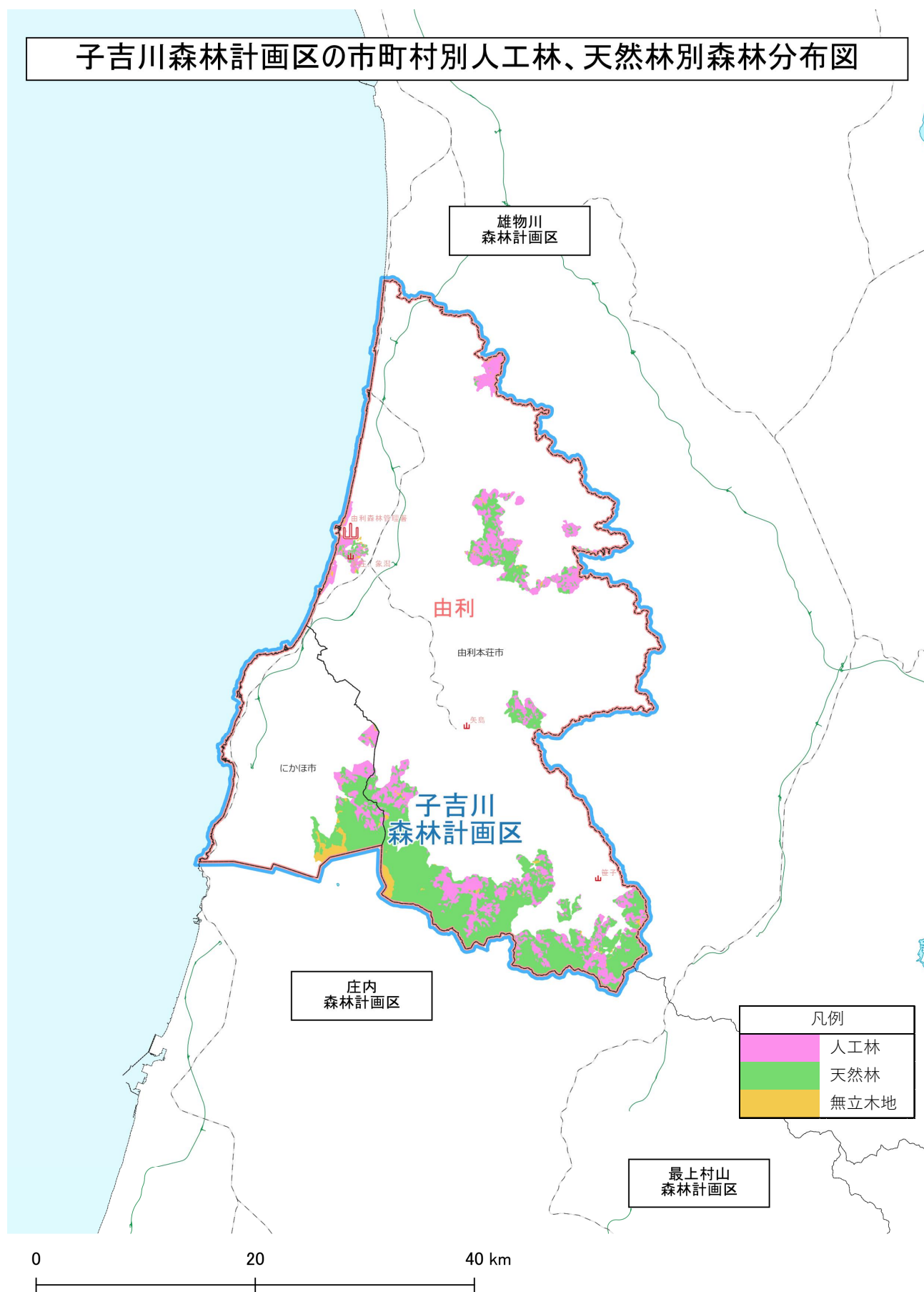
また、人工林蓄積は 2,317 千 m³ で、総蓄積 3,939 千 m³ の 59%を占めており、主な樹種別ではスギが 1,796 千 m³（人工林蓄積の 77%）、カラマツが 234 千 m³（同 10%）、クロマツが 65 千 m³（同 3%）である。

齢級別人工林面積は、8～11 齢級が人工林全体の 30%を占めており、また一般的な主伐期である 10 齢級以上の人工林の割合は 78%で、利用期に達している人工林が増加している。

（イ）天然林

天然林面積は 14,015ha であり、立木地面積 21,466ha の 65%を占めている。天然林のうち、631ha が育成複層林、13,385ha が天然生林であり、ブナ、ナラ類を主体とする広葉樹林が大半を占めている。

子吉川森林計画区の市町村別人工林、天然林別森林分布図



イ 主要事業の実績

第六次計画（令和３年度～令和７年度）における本森林計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

（ア）伐採量

主伐については、立木販売の入札不調等に伴う実施箇所の減少等により計画を下回る実績となった。

間伐については、伐採実行箇所の資源が充実していたことから、おおむね計画どおりの実績となったものの、森林整備事業の一部取りやめ等により間伐面積としては計画を下回る実績となった。

（単位：材積 千 m^3 ）

	計 画			実 績		
	主 伐	間 伐	臨時伐採量	主 伐	間 伐	臨時伐採量
伐採量	127	129 (1,283ha)	14	98	127 (741ha)	35

注１）（ ）は間伐面積である。

注２）実績の数値については、令和３年度～令和６年度（前４年間）は実績数値、令和７年度分（最終年度）は見込み数値である。

注３）臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

（イ）更新量

人工造林については、更新発生箇所は着実に更新を実施しているが、予定していた立木販売の入札不調による伐採面積の減少等により、計画を下回る実績となった。

天然更新については、計画期間の後半に実施した主伐箇所の更新が次期計画に持ち越されたことや伐採箇所における除外地の発生により、計画を下回る実績となった。

（単位：面積 ha）

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	288	150	198	21

注）実績の数値については、令和３年度～令和６年度（前４年間）は実績数値、令和７年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、おおむね計画どおりの実績となった。

つる切・除伐については、現地の植栽木の生育状況等を踏まえ適切に実施したことにより、計画を上回る実績となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	716	50	688	111

注1) 実績の数値については、令和3年度～令和6年度（前4年間）は実績数値、令和7年度分（最終年度）は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道等の開設については、森林整備に必要な路網を計画したが、豪雨等による被災箇所を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、災害復旧を優先したため、路線数としては計画を上回ったものの、延長としては計画を下回る実績となった。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	5	4
	延長 (m)	8,750	4,390
改 良	路線数	8	9
	延長 (m)	2,065	1,448

注) 実績の数値については、令和3年度～令和6年度（前4年間）は実績数値、令和7年度分（最終年度）は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はなかった。

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
保護林	3	2,588	3	2,588

	前計画期首		前計画期末	
	延長 (km)	面積 (ha)	延長 (km)	面積 (ha)
緑の回廊	30	3,440	30	3,440

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

この7基準に対応した、国有林野の管理経営における基本的な施策及び森林の取扱い方針は次のア～キのとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等の多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、造林、保育、伐採等の施業を行う場合も適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化、針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保護・管理
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、主伐期に達した森林において適切な施業による木材の生産と確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力の維持を図る。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進や、主伐及びその後の適確な更新
- ・コンテナ苗や筋刈の導入等による低コスト造林に向けた取組
- ・効率的な森林施業等を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等の森林病虫害の監視強化及び必要に応じた防除対策の実施
- ・ニホンジカに対する監視体制の強化及び必要に応じた被害対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養^{かんよう}を図るため、必要に応じて育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の適確な更新
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧^{もり}対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林^{もり}づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・主伐及びその後の適確な更新の推進
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

「国民の森林^{もり}」に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいを確保するためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・「協定締結による国民参加の森林^{もり}づくり」制度を活用した、森林^{もり}づくり活動のためのフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア〜カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林^{もり}」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用を行う。また、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・地域管理経営計画等策定に向けた、SNS 等を活用した国有林野事業に関する意見募集
- ・広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・森林現況の着実な把握

※「モントリオール・プロセス」とは、1992 年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993 年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の 12 か国が参加している。

④ 政策課題への対応

本森林計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた森林吸収源対策、生物多様性の保全、地域の安全・安心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林野の活用に向けた国民参加の森林づくり

等に取り組む。

また、スギ人工林の伐採、花粉の少ない苗木等への植え替え等の花粉発生源対策を加速化する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等の人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の 5 つに区分する。なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の偏りの改善や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

なお、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に基づき行う。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林		
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	水源涵養機能 維持増進森林 (立地条件に より除外する 場合もある)	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能 維持増進森林
自然維持タイプ			保健機能 維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林
森林空間利用タイプ			保健機能 維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能 維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。
具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理に努める。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

保健、文化、教育等の様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 本荘地区（1-Ⅰ～18、21～27、29～59、71～73 林班）

笹森山^{ささもりやま}や高尾山^{たかおさん}等のスギ人工林を主とする丘陵地域と、クロマツの海岸林を主とする日本海沿岸地域からなっている。丘陵地域は比較的積雪が少なく、スギ人工林となっているが、水源かん養保安林に指定されており、下流域に農耕地が広がっていることから、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。また、日本海沿岸地域のクロマツ海岸林は、飛砂防備保安林に指定されており、地域社会を守る森林として重要な役割が期待されていることから、主として「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、日本海沿岸地域の内陸側は由利本荘市街地に隣接し、総合スポーツ公園があり、市民の野外レクリエーションや森林浴の場になっていることから、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 象潟地区（60～70 林班）

鳥海山麓^{ちようかいさんろく}一帯のブナを主とする天然林からなっており、鳥海^{ちようかい}国定公園に指定されている。

ブナ林が広がり、大小の湧水地、湿地があるなど景観に優れている地域が鳥海^{ちようかい}自然休養林に選定され、保健休養の場として多くの人々に利用されている。また、鳥海山^{ちようかいさん}生物群集保護林、獅子ヶ鼻^{ししがはな}湿原希少個体群保護林に指定されており、貴重な自然環境の保全や保健文化機能の発揮が期待されることから、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

当地区の中流部以下については、その周辺に^{おおがた}大潟溜池、^{おうぎやち}扇谷地溜池等の農業用ため池が点在し、水源涵養機能を発揮が期待されていることから、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 矢島地区（1034～1075、1077、1078 林班）

鳥海山麓^{ちようかいさんろく}地域のブナを主とする天然林と、その周辺の丘陵地域のスギ人工林からなっている。

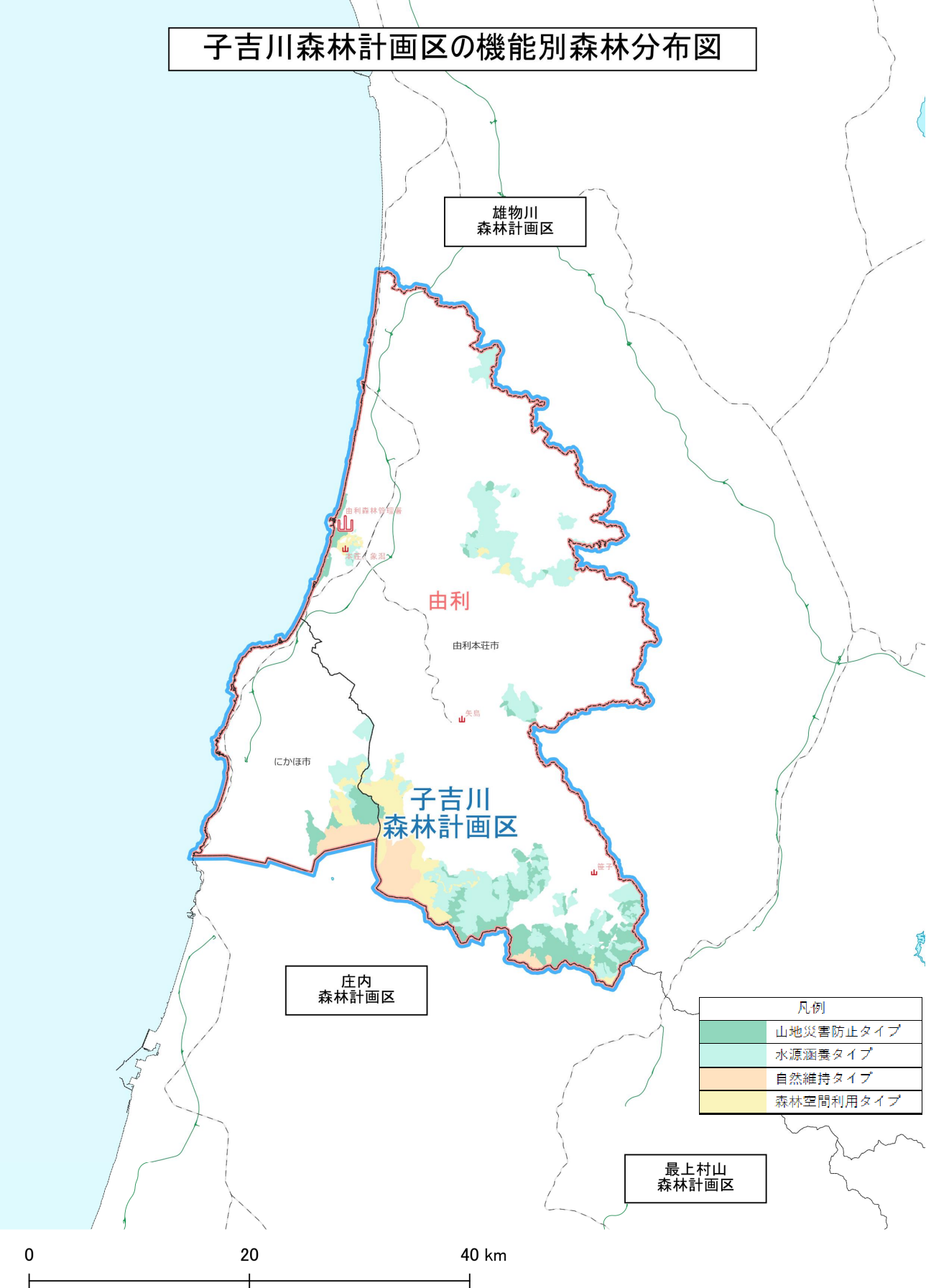
鳥海山麓^{ちようかいさんろく}地域は、眺望に優れ古くから登山などの入込み者が多く、鳥海^{ちようかい}国定公園に指定されており、また鳥海^{ちようかい}自然休養林や桑ノ木^{くわのきだい}台湿原植生自然観察教育林に指定され、広くレクリエーションに利用されている。また、鳥海^{ちようかい}ムラスギ遺伝資源希少個体群保護林、鳥海山^{ちようかいさん}生物群集保護林が指定されており、自然環境の保全や保健文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、鳥海山^{ちようかいさん}周辺の遠上山^{とおかみやま}から朝日森に至る丘陵地域は、下流域に集落や農耕地が広がっており、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 笹子地区（1001～1033 林班）

萱森、^{ひのとだけ}丁岳から、^{かんのんもり}観音森に至る一帯と、大森山から^{こしきやま}甑山、^{だいせんやま}大仙山を^{うばいどやま}通って姥井戸山
に至る一帯であり、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。下流域には集
落や農耕地が広がり、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮が期待されていることから、
主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

子吉川森林計画区の機能別森林分布図



(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、県、市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進及び地域の林業・木材産業の振興に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリーの導入等の新たな手法を事業に活用する取組を進めるとともに、レーザ計測やドローン等の事業への応用についても検討していく。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組むこととする。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、署等内に技術的支援チームを構築し、森林総合監理士（フォレストラー）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、集約化構想に係る地域協議会への参画、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受

入れ、及び公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

④ 森林・林業技術者等の育成

大学の研究・学習や林業大学校等へのフィールド提供、講師派遣等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に努めることとする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定し、複層林や針広混交林への誘導、花粉発生源対策等に取り組み、多様な森林整備を推進するとともに確実な更新を進め、公益的機能の向上を図る。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策として進めるとともに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着に努める。

更新については、低コスト化を図るため、エリートツリーの導入等の新たな手法を事業に活用する取組を進めるとともに、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に努める。また、花粉の少ない苗木の導入や天然更新も活用しながら健全で多様な森林への誘導にも取り組む。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所ごとに必要性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を図る。また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に取り組む。

本計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	149,000	138,000 (1,199ha)	14,500	301,500

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	124	214	338

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	424	243	666

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	8	7,270	3	736

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050 年ネット・ゼロの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、国有林野事業として上記 1 (1) ③オに記載のほか、木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用について国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木材を利用した残存型枠や、針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた 30by30 目標等が掲げられた生物多様性国家戦

略 2023－2030 や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

そのため、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全管理を行う。また、溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

それ以外の森林においても、地域の森林の現況に基づき、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、尾根筋等適切な保護樹帯の設定、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置などの積極的な整備など、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

30by30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細やかな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実状に応じた在来種による緑化など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

あわせて、治山事業による国土保全の取組について地域住民へ情報提供する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

（１）巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫害及び鳥獣被害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地域住民、県、市町村、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等施設の災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等による森林病虫害等に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除を基本とし、日常の管理を通じて適時適切に行う。

松くい虫被害については、由利本荘市、にかほ市で発生しており、被害木の早期発見のための監視を強化するとともに、関係機関と連携した被害対策を講じる。

ナラ枯れ被害については、被害木の早期発見のための監視を強化するとともに、関係機関と連携した被害対策を講じる。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区には、特異な形態を示す天然スギの自生地である「鳥海ムラスギ遺伝資源希少個体群保護林」、多様な水性・湿原植物が生育している「獅子ヶ鼻湿原希少個体群保護林」、鳥海山の固有種であるチョウカイフスマ・チョウカイアザミが生育する「鳥海山生物群集保護林」の3箇所の保護林を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、厳格な保護・管理を図る。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルールの確立や管理者不在の歩道等においても関係自治体等へ貸付の要請をするとともに、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

② 緑の回廊

本森林計画区には、1箇所の緑の回廊を設定している。

「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」は、関東森林管理局と連携して、山形県の中央部を南北に縦断するとともに、山形県の秋田、新潟、福島及び宮城県境沿いに約2kmの幅で延長約260kmにわたって設定しており、本森林計画区には延長約30kmが含まれる。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経

路等の生息環境を維持していくよう配慮する。特に、クマによる人身被害の増大を受けて令和 7 年に政府でとりまとめられた「クマ被害対策パッケージ」も踏まえ、保護林及び緑の回廊の維持管理に加え、生息環境の保全・整備に向けた針広混交林化や広葉樹林への誘導、人里に近い森林は緩衝帯としての機能を考慮し整備を行うなど、地域の関係者と連携し対策に努める。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ、日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、更なる分布拡大と被害発生を防止するための監視を強化し、分布情報や被害状況の的確な把握に努める。また、県、市町村等と情報を共有し、必要に応じて連携した被害対策を実施する。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家等の助言を踏まえ、繁殖時期等に配慮し慎重に実施するとともに、人工林資源の循環利用及び猛禽類の採餌環境の創出の双方に有効な手段を選択する。また、市街地周辺に生息するオオタカについて、地域住民・団体等と連携を図りながら、生息や繁殖に影響が生じないように近隣の国有林の伐採時期について配慮することとする。

③ 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地元住民、地方公共団体、ボランティア団体等と連携し、（１）①で述べた森林保全巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。特に、林野火災注意報・警報等については、職員、請負事業者、立木買受者、各種協定締結者や入林者等に対して入林前に発令状況を確認するよう指導し、火災予防の徹底に努める。また、森林の防火機能の向上に向けて、引き続き多様な森林づくりや保護樹帯の設置、適切な路網整備や路網の維持修繕・管理に努める。

④ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や外来種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

（１）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ等の人工林資源が本格的な利用期を迎えている。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築や木材利用の促進が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

立木販売による供給については、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するもの

となるよう効果的な木材供給に努めることとする。加えて、地域の木材需要の動向等を踏まえて適切に樹木採取権制度の活用を図る。

生産された原木の利用促進に当たっては、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「安定供給システム販売」を推進する。

また、広葉樹等の民有林からの安定供給が期待しにくい林産物の計画的かつ安定的な供給に努める。特に、一定の規格を満たした優良な広葉樹について、「**天国**広葉樹」と規定し、広く普及に取り組むとともに安定供給に努める。

なお、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に取り組み、国有林野事業の特性を活かした供給調整機能を発揮することとする。

(2) その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新改築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、率先して木材の利用に努める。

また、県、市町村等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用、公共用、公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等、地域における産業の振興や地域住民の福祉の向上に資するよう努める。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めることとする。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、県、市町村等との情報交換を密にし、公用、公共用、公益事業のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については、ホームページ等を活用し、広く情報の提供に努める。

特に、自然観察教育林に指定されている桑ノ木台湿原において、踏み跡により荒廃した湿原植生の回復のため、地域と連携した保全管理を行う。また、「鳥海自然休養林」については、「日本美しの森 お薦め国有林」として、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情

報の発信を行う。

- (3) その他必要な事項
特になし。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「安定供給システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

- (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

- (3) その他必要な事項

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行うこととする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- (1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備や保全活動を推進するため、県、市町村、教育機関、及び企業・NPO等と国民参加の森林づくりに係る協定を締結し、取組内容に応じて国有林野をフィールドとして提供するとともに、活動主体に対して必要な助言・技術指導等の支援

や情報提供を行う等、多様な取組に努める。

なお、国民参加の森林^{もり}づくりに係る協定の一覧については、国有林野施業実施計画書の10（2）のとおり。

（2）分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、木材の安定確保等を目的とした、木材の需要者による分収造林を積極的に推進する。

さらに、そのほかの企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森林^{もり}」）を積極的に推進する。

（3）その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には「社会貢献の森」等の活用、森林教室等の体験活動、森林環境教育に適したフィールドの情報提供、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等の取組を積極的に行う。

その際、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、学生職場体験プログラムの受入れ、現場研修会へのフィールド提供等を行う。また、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。

さらに、イベントやSNS等を通じて国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用して技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、効率的な事業の実施に向け、ドローン等の機器の活用に積極的に取り組む。

長期にわたり実施してきたブナの豊凶状況の調査について、調査を継続するとともに、調査結果を研究機関等に情報提供し、ブナ林の保全に資する研究の発展につなげる。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、地域の要請にきめ細かく対応し、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用や景観に配慮した施業の実施等について、地域の要望への積極的な対応に努める。

特に、蜜源を確保するため、伐採区域内にあるトチノキ等で蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

(3) その他必要な事項

「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」の対象となる国有林野では、水源涵養機能^{かん}の維持増進、水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。